

鳥取県児童養護施設等の処遇向上対策事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出(4月30日)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
速やかに下記問合せ先に御相談ください。

5. 実績報告書提出 (補助事業完了後30日以内※) ※ただし、遅くとも翌年度の4月30日まで

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

必要に応じて概算払をしますので下記問合せ先に御相談ください。